

道路特定財源の確保に関する決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、また高齢化・少子化が進展している中、地域間格差を是正し、地方の自主・自立を高め、安全・安心で活力に満ちた地域社会の実現を目指すためには、高規格幹線道路や地域高規格道路を含む道路整備は必要不可欠である。

中でも、高規格幹線道路のうち、中国横断自動車道「姫路鳥取線」は、公表された供用予定年度に遅れることのないよう、また「山陰道」は遅くとも今後10年以内の全線供用開始が地域住民から強く求められている。

また、地域高規格道路については、江府三次道路の一部を成す「国道183号鍵掛峠道路」の整備促進にも大きな期待が寄せられている。

生活道路を含め、これらの道路整備に対する地域住民のニーズに応えるためには、道路特定財源の確保が是非とも必要である。

よって、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路特定財源については、暫定税率を10年間維持し、地方の道路整備の実態を踏まえ、硬直的で一律な予算シーリングの設定をやめ、受益者負担という制度の趣旨にのっとり、全て道路整備に充当すること。

2 遅れている地方の道路整備に重点投資するため、道路特定財源の傾斜配分を行うこと。あわせて、地方道路整備臨時交付金の継続及び交付割合の引き上げなどにより、地方の道路財源措置を充実すること。

3 今後増大する老朽化橋梁など、道路施設の維持管理・補修に、道路特定財源を重点的に配分すること。

以上、決議する。

平成19年12月14日

鳥取県伯耆町議会

